

交付決定後の手続きについて

1. 助成対象活動実績報告書、支払申請書の提出について

助成対象活動実績報告書については、事務手続きの手引きに従い、作成・提出してください。

なお、今年度については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえ、以下のとおり、提出方法等を変更いたしますので、ご注意ください。

- 従来、簡易書留等にて提出いただくこととしていますが、各団体においても在宅勤務等が実施されている状況を踏まえ、メール等によるデータ提出（送付先：geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp）を以って提出といたします。
- 活動終了後1ヶ月以内（又は2021年4月5日のいずれか早い日にち）の締切には変更ございませんが、締切に間に合わない場合には分野担当までご相談ください。
- メール等で提出された後、順次職員が確認をいたします。修正等は原則としてメール・電話等でやり取りをさせていただきます。確認完了後、押印が必要な総表（1枚目）のみをご郵送いただきます（普通郵便で構いません）。押印後の総表の写し及び修正後のデータをプリントアウト等した最終版の写しを必ず保存していただきますようご協力をお願いします。
- 証憑（請求書・振込明細・領収書等の支払い証拠書類）については、昨今の状況を踏まえ、原則としてPDF・JPEG等の一般に閲覧可能なデータにてご提出いただくこととします（データ提出が困難な場合には従来通り紙媒体での提出も可能です）。データでご提出される際には、以下にご注意ください。
 - ・ 振興会のメールには10MBの受信制限がございますので、データ量が多い場合には大容量ファイル送信サービス（ex:GigaFile、firestorage）等をご利用ください。
 - ・ 取り外しが可能な外部記録媒体によりご提出される場合にはCD-Rにてお送りください（USBはセキュリティ上使用できません）。なお、記録媒体は返却いたしませんのでご承知おきください。
- 支払申請書には、振込口座の番号と名義が確認できる資料（通帳の表紙及び表紙裏、ネットバンキング画面の画像等）を必ずご提出ください。振込手続きの円滑、かつ、確実な実施にご協力をお願いします。

2. 助成対象活動が全部中止又は一部中止となった場合の手続きについて

助成対象活動が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により中止等となった場合については、活動の状況に応じて、以下の3通りの手続きがございます。各活動の状況を踏まえてご対応願います。

（1）公演等が全て中止となった場合で費用負担が発生している場合

- ・ 実績報告書の様式ZIPファイルに格納されている「助成対象活動中止・廃止承認申請書」を作成し、発生している助成対象経費やこれらに係るキャンセル料等を計上した「助成対象活動実績報告書」とともにご提出ください。

※ 助成金の額は、それぞれの制度に応じた上限額の範囲内でお支払いいたします。

〔芸術文化振興基金〕助成対象経費の1/2、自己負担金、交付決定額

〔舞台芸術創造活動活性化事業〕助成対象経費、交付決定額

〔国際芸術交流支援事業〕助成対象経費、自己負担金（国際フェスティバルのみ）、交付決定額

（2）公演等が一部中止となった場合

- ・ 変更理由書をご提出ください。なお、オーケストラの定期演奏会など、通年にわたり複数回公演がある場合には、通常のものとは少し異なるExcel版の変更理由書をご用意いたしましたので、分野担当までお問い合わせください。
- ・ 助成対象経費が大幅に減額になった場合など、必要に応じて「助成対象活動計画変更承認申請書」をご提出いただきます。様式は分野担当から提供いたしますので、指示に従ってください。

※ 助成金の額の支払いについては、（1）の※をご参照ください。

（3）公演等が全て中止となった場合で費用負担が発生しない（あるいは少額）場合

- ・ 実績報告書の様式ZIPファイルに格納されている「助成金交付申請取下げ書」をご提出ください。ご提出を以って、手続きは完了となります。この場合、助成金の支払いは受けられません。